

政令第 号

日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「この号」の下に「及び次号ロ」を加え、同条第二号中「前号」を「第一号」に改め、「農産物」の下に「又は前号に掲げる畜産物」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

イ 前号に掲げる農産物

ロ 植物（植物から収穫される農産物を含む。以下このロにおいて同じ。）であつて、その生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物にあつては、その採取又は当該家畜の放牧の開始の

三年前）から当該植物の採取又は当該家畜の放牧の終了に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地（放牧その他の生産条件を考慮して化学農薬等を使用しない期間を短縮することに支障がないと認められる場合として農林水産大臣が定める場合においては、農林水産大臣が定める期間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地を含む。）において採取され、又は生育したもの（イに掲げるものを除き、農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ハ 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

(1) イ又はロに掲げるもの

(2) 専ら(1)に掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ニ 専らイからハまでに掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

附 則

この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。